

## 漢語近世音と契丹文字漢字音(5)

—契丹小字の入声表記、業・十・立・臘・筆の韻尾—

吉池孝一 中村雅之

### 前回

吉池：前の回は、遼代の契丹人の漢語にあっては入声韻尾の-kと-tは元代と同様に消失していたが、崇祿大夫の祿-k・僕射の僕-k・博州の博-k・樞密の密-rなどの特定の語には、古風な音を保存する“契丹漢字音”として、-kや-rが認められるということを議論しました。

中村：今回は、愛新覺羅 烏拉熙春(2006)、続いて呉英喆(2007)、呉英喆(2011)の順に検討するということでしたね。前回検討した烏拉熙春(2004)は、網羅的に入声韻尾の有無を検討したものです。今回検討する烏拉熙春(2006)は2年後のもので前回から間もないとも言えます。どのようなものなのでしょう。

吉池：烏拉熙春(2006)<sup>1</sup>は、契丹大字と契丹小字により、「業・十・立・臘」に-p韻尾があるとします。また契丹小字により「筆」に-l韻尾があるとします。烏拉熙春(2004)で資料が欠けていた-p韻尾について比較的新しい資料により補充したものといえます。しかし、語例とその音が示されるだけです。語例をどこから採ったのか分かりませんし、音を想定するに至った議論も無いため、検証ができません。しかし結論自体は興味深いものです。

そこで、①大字の語例の出所については大字資料の全てに目を通すことにより、小字の語例の出所については劉浦江・康鵬(2014)<sup>2</sup>の語彙索引により見つけ出し、②見つけ出した語例について、我々の観点から、烏拉熙春(2006)の結論が成り立つかどうか検討をするという手順をとりたいとおもいます。

中村：烏拉熙春(2006)の結論が成り立つかどうか検討する。しかし、その検討の内容は、烏拉熙春(2006)とは無関係であり、我々の考えであるということですね。このようなやり方で議論が成り立つかどうか不安ですが、やってみましょう。

### 業、十、立、臘の入声韻尾

吉池：烏拉熙春(2006)<sup>3</sup>は契丹大字と契丹小字をまとめた表を提示します。

<sup>1</sup> 愛新覺羅 烏拉熙春(2006)「契丹大字墓誌における漢語借用語の音系の基礎 —金啓琮先生逝去二周年に寄せて—」『立命館言語文化研究』18巻1号、35-45頁。

<sup>2</sup> 劉浦江・康鵬(2014)『契丹小字詞彙索引』北京：中華書局。

<sup>3</sup> 愛新覺羅 烏拉熙春(2006)「契丹大字墓誌における漢語借用語の音系の基礎 —金啓琮先生逝去二周年に寄せて—」『立命館言語文化研究』18巻1号、35-45頁。

『広韻』推定音	契丹大字	契丹小字
業(疑業開三入咸)*ŋiɛp	𐰺𐰇𐰏	
十(禪緝開三入深)*ʒiɛp	𐰺*	𐰺𐰇𐰏 𐰺𐰇𐰏
立(來緝開三入深)*liɛp		𐰺𐰇𐰏
臘(來盍開一入咸)*lap		𐰺𐰇𐰏 𐰺
	𐰺𐰇	
	𐰺𐰇	

表 1. 烏拉熙春(2006)より

吉池：続けて次のように述べます。

契丹大字「𐰺」は音節 **ba** を表示するのに用い、また漢語の入声韻尾 **-p** を表示しうる。契丹小字「𐰺𐰇」は音節 **bi** を表示するのに用い、漢語の入声韻尾 **-p** をも表示しうる。契丹小字「𐰺𐰇」は主に語頭子音あるいは音節を表示するのに用い、「十」の入声韻尾 **-p** を表示するのは「𐰺𐰇」の一個の孤例があるだけである。契丹小字「𐰺

𐰇」の表意字としての音価は **\*abu** で、「臘」の入声韻尾を表示し、母音調和の接続原則に基づくものである。契丹大字「𐰺𐰇𐰏𐰇」は官職名の音訳で、この官職名は二個の入声韻尾 **-p** をもつ漢字で構成されている。契丹文字が記録する漢語の発音は、各地方音を含有するはずである。もし「十」字の発音に、入声韻尾 **-p** をもつ「𐰺𐰇」 **\*ʒib** と「𐰺𐰇」 **\*ʒib** が出現すれば、入声韻尾をもたない「𐰺𐰇」 **\*ʒi** も出現する。しかし「𐰺𐰇」 **\*ʒi** と作るわずか一例は、入声韻尾 **-p** が当時依然比較的安定した状態にあったことを示している。<sup>4</sup> (40 頁)

中村：たしかに結論のみで、語例をどこから採ったかわかりません。音を定めるまでの論証もありません。それでは契丹大字から検討しましょう。𐰺𐰇𐰏 は「業」の漢字音、𐰺 は「十」の漢字音で入声韻尾 **-p** を表記するとします。𐰺𐰇𐰏𐰇 も韻尾 **-p** を持つ二つの漢字音を想定しているようです。𐰺𐰇𐰏 と 𐰺 と 𐰺𐰇𐰏𐰇 が、どの資料に、どの様に現れるかを知る必要があります。

吉池：劉鳳翥(2014)<sup>5</sup>により、すべての大字資料に当たってみました。𐰺𐰇𐰏 は永寧郡公主墓誌銘の 2 行目に 1 例、𐰺 は耶律昌允墓誌銘の 4 行目に 1 例と同墓誌銘 29 行目に 1 例、𐰺𐰇𐰏𐰇 は耶律祺墓誌銘の 20 行目に 1 例と同墓誌銘 22 行目に 1 例ありました。

<sup>4</sup> 契丹大字と契丹小字のフォントは内蒙古大学の研究グループが作製したものを使用する。

<sup>5</sup> 劉鳳翥(2014)『契丹文字研究類編 第一冊～第四冊』北京：中華書局。

## 大字による業の表記

吉池：劉鳳翥(2014)には、網羅的に契丹大字資料と契丹小字資料の拓本影印とその模写と傍訳が収められています。劉鳳翥(2014)から、𐰺𐰆𐰣を含む部分の模写と傍訳を引用すると次のとおりです。

### 永寧郡公主墓誌

第2行目：太 𐰺 丹 𐰆 𐰣 王 𐰺 𐰆 𐰣 𐰺 𐰆  
太 原 之 王 寫

吉池：この部分について劉鳳翥・唐彩蘭(2003;2007)<sup>6</sup>は、これは墓誌を書写した人物の人名で、王が姓、𐰺𐰆𐰣が名であり「太原の王某」という漢人であるとし、名に相当する𐰺𐰆𐰣は不明とのこと。

《永誌》第二行的 太 𐰺 丹 𐰆 爲漢語借詞「太原」的音譯，是墓誌書寫者的郡望。「原」字由 𐰺 丹 𐰆 三個契丹大字拼成。再下面的一個契丹大字 𐰣 爲所有格語尾。再緊接着的是直接借用的漢字 王，是墓誌書寫者的姓氏。《永誌》第二行的 𐰺 𐰆 𐰣 爲《永誌》書寫者的名字，其讀音目前尚不明。太原之王某，其爲漢人無疑。漢人書寫的契丹字文物，《永誌》尚屬首次發現，意義重大。(392頁)

中村：劉鳳翥・唐彩蘭(2003;2007)が、太 𐰺 丹 𐰆 を地名「太原」の漢字音、王 𐰺 𐰆 𐰣 を姓名「王某」の漢字音とし𐰺𐰆𐰣は不明としたところ、烏拉熙春(2006)は 𐰺𐰆𐰣 を業の漢字音としたわけですね。

吉池：烏拉熙春(2006)は結論しか提示しませんので、𐰺𐰆𐰣 を業の漢字音とし得るか否かは我々が考えるということです。

中村：太原の原は疑母字であるから 𐰺 は疑母  $\eta$  を表記する大字とみることができます。これにより、𐰺𐰆𐰣 も𐰺で始まるので疑母字とすることはできます。

吉池：𐰺𐰆𐰣 の 𐰣 の音を、女真文字「金」bai との類似により<sup>7</sup>、ba (又は pa と表記し得る)<sup>8</sup>としてよいならば、𐰺𐰆𐰣 は  $\eta$ -p という漢字音を持つこととなります。 $\eta$ -p の音を持つ字

<sup>6</sup> 劉鳳翥・唐彩蘭(2003;2007)「遼《蕭興言墓誌》和《永寧郡公主墓誌》考釋」『燕京學報』2003:14。2007年修訂。劉鳳翥(2014)所収、387-397頁。

<sup>7</sup> 金啓琮(1984)『女真文辭典』北京：文物出版社。236頁参照。女真文字には契丹大字を参照して作ったと見られる字が少なくない。金は明代『女真館訳語』の音訳漢字「伯、百 bai」で表記される。

<sup>8</sup> 契丹語の子音の対立を、b,d,g と p,t,k とする立場と、p,t,k と p<sup>h</sup>,t<sup>h</sup>,k<sup>h</sup> とする立場がある。

(咸・深摂で疑母の字)は、『古今字音対照手冊』<sup>9</sup>によると「業」しかありません。そこで𠂔𠂔𠂔は業であり韻尾-pを想定することになります。

中村：烏拉熙春(2006)がこのような手順で韻尾-pを想定したかどうかは不明だが、われわれならばこのような手順で韻尾-pを想定するということですね。

### 大字による十の表記(その1)

吉池：つぎに𠂔については二例ありました。劉鳳翥(2014)の模写と傍訳とともに引用すると次のとおりです。

耶律昌允墓誌

第4行：𠂔 𠂔 𠂔 𠂔 𠂔 𠂔 𠂔 𠂔 𠂔 𠂔  
食 邑 七 千 五 百 戸 食 實 封 七 百 五 十 戸

4行目のこの部分は墓主耶律昌允の「食邑」(名目上の俸禄)と「食實封」(実際の俸禄。食邑の十分の一)の両者を併記した箇所<sup>10</sup>。劉鳳翥・王雲龍(2004)<sup>11</sup>は、「食實封七百五十戸」の音訳であり、𠂔𠂔は「封」の漢字音を二つの大字で表記したとする<sup>12</sup>。

第29行：𠂔<sup>13</sup> 𠂔 𠂔 𠂔 𠂔 𠂔 𠂔 𠂔  
孫 度 頼 八 十 五

29行目の傍訳について劉鳳翥・王雲龍(2004)に解説はない。耶律昌允の妻の漢字墓誌銘「耶律昌允妻蘭陵郡夫人蕭氏墓誌銘」が出土しており、そこに「孫二人：長曰度頼，次曰八十五。」とある<sup>14</sup>。これによると墓主耶律昌允(妻蘭陵郡夫人)には孫が二人いた。名前は「度頼」と「八十五」。𠂔𠂔は二人目の孫の名前「八十五」の漢字音とみなすことができる。

前者によるとba、後者によるとpaとなる。以下、煩を避けて( )は表記しない。

<sup>9</sup> 丁聲樹・李榮(1981)『古今字音対照手冊』北京：中華書局。

<sup>10</sup> {食邑～，食實封～}という表現は遼代の漢字石刻文に頻出する。蓋之庸(2002)『内蒙古遼代石刻文研究』(呼和浩特：内蒙古大学出版社)には次のようにある。「食邑二千戸，實食封二百戸」(駙馬贈衛國王沙姑墓誌) 331頁。「食邑三千戸，實食封三百戸」(耶律琮神道碑) 45頁。「食邑一千戸，實食封一百戸」(耶律宗愿墓誌) 224頁。「食邑一千五百戸，實食封一百五十戸」(皇弟秦越國王耶律弘世墓誌) 259頁など。實食封は食邑のほぼ十分の一となる。

<sup>11</sup> 劉鳳翥・王雲龍(2004)「契丹大字《耶律昌允墓誌銘》之研究」『燕京學報』2004:17。劉鳳翥(2014)所収、356-368頁。

<sup>12</sup> 「《允誌》第四行的𠂔𠂔𠂔𠂔𠂔𠂔為「食邑七千五百戸」之音譯。同行的𠂔𠂔𠂔𠂔𠂔𠂔為「食實封七百五十戸」之音譯。「封」字由𠂔𠂔兩個契丹大字拼成。」358頁。

<sup>13</sup> フォントが不足した場合拓本の文字を利用する。

<sup>14</sup> 劉鳳翥(2014)、529頁参照。

中村：4行目の食（船母入声職韻-k）・實（船母入声質韻-t）・十（禪母入声緝韻-p）の大字が興味深いですね。この三種は『中原音韻』で同音となり楊耐思(1981)<sup>15</sup>は *ji* とします。しかし、遼代にあつては、食（𠂔）=實（𠂔）≠十（𠂔）であり、十は食・實と音が異なっていたことになる。烏拉熙春(2006)は、食・實を *ji* のような音とし、十を *ʃip* のような音と想定し、契丹大字 𠂔 の音を *ʃib*（又は *ʃip* とし得る）としたのでしょう。問題は、何をもって𠂔 に *ʃib* を想定することができるかということです。烏拉熙春(2006)は何も語りません。

吉池：女真文字「𠂔」（異体字は𠂔）の音訳漢字は「扎法」で *dʒafa* のような音であったとされます<sup>16</sup>。もしも契丹大字 𠂔 から女真文字 𠂔（𠂔）*dʒafa* が作られたとするならば、間接的ではあるものの、女真文字 𠂔（𠂔）*dʒafa* の唇歯音 *f* の存在は、契丹大字 𠂔 が両唇音 *b* を持っていたことを支持します。これにより、契丹大字 𠂔 で表記された漢字「十」は入声韻尾 *-p* を保存していたとすることは不可能ではありません。

#### その他の大字による漢字音の表記

中村：烏拉熙春(2006)は、「契丹大字「尙𠂔𠂔」は官職名の音訳で、この官職名は二個の入声韻尾 *-p* をもつ漢字で構成されている。」とします。これは、𠂔 を *ba* とし得るならば、尙𠂔𠂔 は入声韻尾 *p* を持った二文字より成る漢字の官職名に相違ない、との推定によるものでしょう。もっとも前掲表 1 では、尙𠂔𠂔 に相当する漢字は空欄のままです。

吉池：烏拉熙春(2006)は、内容が増補されて烏拉熙春(2009)に再録されています。増補版によると、「契丹大字「尙𠂔𠂔」は官職名「點檢」の音訳で、「點」「檢」ともに韻尾 *-m* をもっているところから、一個の「𠂔」で *-m* と *-p* とを表示することを看取しうるが、契丹小字ではこうした韻尾の通用表現は見出されない。」(290 頁)とあります。

點（端忝開四上咸）\*tiem — 尙𠂔\*dəb

檢（見琰開三上咸）\*kiem — 𠂔𠂔\*giab

中村：吉池さんの調査によると、尙𠂔𠂔 は耶律祺墓誌銘の 20 行目に 1 例、同墓誌銘 22 行目に 1 例、合計 2 例あるとのことですが、劉鳳翥(2014)は尙𠂔𠂔 を含む大字の文にどのような傍訳を付しているのでしょうか。

吉池：傍訳は付されておらず未解説のままです。劉鳳翥(2006)「契丹大字《耶律祺墓誌銘》考釋」にも尙𠂔𠂔 についての言及はありません。尙𠂔𠂔 を點檢の漢字音とした根拠を見つけることができません。烏拉熙春(2006)の段階では入声字を想定して表 1 に載せたのでし

<sup>15</sup> 楊耐思(1981)『中原音韻音系』北京：中国社会科学出版社。

<sup>16</sup> 金啓琮(1984)『女真文辞典』北京：文物出版社。92 頁参照。

ようが、烏拉熙春(2009)の加筆では入声字ではないということになります。その是非は別に  
して、当面の我々の議論とはかかわらないのでペンディングということにしましょう。

中村：そうですね。これまでのところをまとめると次のようなことでしょうか。

契丹大字 𐰽𐰺𐰸 𐰽𐰺𐰸 が漢字音で、𐰽 が疑母を表記したことは文脈より認めることができる。  
さらに 女真文字「金」**bai** が、契丹大字 𐰽 に拠って作られたとしたならば 𐰽 に **b** 音が含  
まれるとすることができ、𐰽𐰺𐰸 𐰽𐰺𐰸 は漢字音 **ŋ-p** を表記していることになる。中古音で **ŋ-p** を  
もつ字は「業」の一字だけであるから𐰽𐰺𐰸 𐰽𐰺𐰸 は業である。したがって、遼代の契丹大字で表  
記された「業」は入声韻尾 **-p** を持っていたことになる。

他方の契丹大字 𐰽 が「十」の漢字音であることは文脈より認めることができる。女真文  
字「𐰽 (𐰽) **ɟaɟa**」が、契丹大字 𐰽 に拠って作られたとしたならば 𐰽 は **ɟaɟa** の **f** に相当  
する両唇音 **b** 音を含んでいたと見ることができ。契丹大字で表記された「十」も入声韻尾  
**-p** を持っていたことになる。こういったことですね。

吉池：烏拉熙春(2006)は結果を提示するだけで、根拠は示しません。上のように考えたなら  
ば、烏拉熙春(2006)の結果に至ることができるかもしれない、というものです。いうまでも  
なく、烏拉熙春氏がこのように考えていたということではありません。

中村：以上は我々の議論ですが、確実な根拠に基づくものとは言えず、単なる想像の域を出  
るものではありません。これだけで結論を出すのは難しいのではないのでしょうか。

吉池：精密な音韻学の議論と比べると心もとないでしょう。しかし未解読文字の解読はこの  
ようなものだと思っています。大胆に過ぎる推論を積み重ね、訂正をしながら前に進むとい  
うところがあります。また“勘”のようなものが議論を前に進める場合もあります。

中村：解読についての吉池さんの考え方はわかりました。それでは、烏拉熙春(2006)の小字  
で表記された入声字を検討しましょう。

### 小字による十の表記（その1）

吉池：烏拉熙春(2006)は、「十」字の発音に、入声韻尾 **-p** をもつ「𐰽𐰺𐰸」**\*jib** と「𐰽𐰺𐰸」**\*jib**  
が出現すれば、入声韻尾をもたない「𐰽𐰺𐰸」**\*ji** も出現する。」(40頁)とします。この記述  
によれば、契丹小字による十の表記には**\*jib** と**\*ji** があることになりましたが、**\*ji** については  
やや問題があります。

中村：このことについては前回の議論で確認しましたね。烏拉熙春(2004)は、耶律永寧郎君  
墓誌の 21 行から 22 行にある契丹人の名に含まれる 𐰽𐰺𐰸 に漢字の「十」を当て、𐰽 の音は **i**



蓋之庸・齊曉光・劉鳳翥(2008)<sup>19</sup>によると、この部分は、大康三年（1077）に、枢密使耶律乙辛の謀略によって、皇太子耶律濬（道宗の長子）及び関連する役人が殺された事件にかかわる部分とのこと。耶律乙辛と蕭十三<sup>20</sup>は謀略の首謀者で、両者は『遼史』巻 110「姦臣上」に名がある。墓主の副署（耶律兀没）はこの謀略に遭い殺された<sup>21</sup>。**ㄨㄨ**-**ㄋㄨ**乃（十三）は 21 行と 22 行にも出てくる。いずれも確かに**ㄨㄨ**の字形である。以上で**ㄨㄨ**は 3 例となる。

#### 耶律（韓）迪烈墓誌

第 6 行：ㄨㄨ伏-王峇兩-卅火-止百当-今委伏-圣和-舟列出-包-ㄨ及-百文考伏-全文-ㄨㄨ

何你 惕隱 魏 北也 夫人 二人之 兒子 三個 大者 延寧 謝 十  
(韓寧) (氏)

\*傍訳は劉鳳翥(2014)によるが（ ）は唐彩蘭・劉鳳翥・康立君(2002)の読み。

【韓寧（墓主の祖父）と魏某夫人の二人の男子は三人。第一子は延寧・謝十】

唐彩蘭・劉鳳翥・康立君(2002)<sup>22</sup>によると、祖父（韓寧）の長男の名は延寧・謝十。『遼史』巻 82 の曾祖父「韓德威傳」に「年五十五卒，贈兼侍中。子雱金，終彰國軍節度使。二孫：謝十、滌魯。謝十終惕隱。」（1291 頁）とある。

中村：年齢や年月日の十はふつう**ㄨ**で表記されます。それに対して**ㄨㄨ**は漢字音の表記に使われたわけですね。劉浦江・康鵬(2014)の**ㄨㄨ**の下に収める 7 例中 4 例は以上で分かりました。他の 3 例はどのような状況でしょう。

吉池：3 例中、2 例は字形が不鮮明で確実な判断ができません。他の 1 例は**ㄨㄨ**ではなく**ㄨ**となっています。

中村：**ㄨㄨ**の見出しの下に**ㄨ**が収められているというのはどういうことでしょうか。

#### ㄨとㄨの混同

<sup>19</sup> 蓋之庸・齊曉光・劉鳳翥(2008)「契丹小字《耶律副部署墓誌銘》考釋」『内蒙古文物考古』2008:1。劉鳳翥(2014)所収、205-216 頁。

<sup>20</sup> 『遼史』巻 110「姦臣上」に「蕭十三，蔑古乃部人。」（1488 頁）とあるから契丹人。

<sup>21</sup> 『遼史』巻 92 の「耶律古昱傳」に古昱の子兀没について「兀没，大康三年爲漢人行宮副部署。乙辛誣害太子，詞連兀没，帝釋之。是秋，乙辛復奏與蕭楊九私議宮壺事，被害。乾統間，贈同中書門下平章事。」（1369 頁）とある。一度は道宗に赦されたが再びの讒言により大康三年秋に殺され、道宗が崩御し天祚帝が即位した乾統年間に名誉の回復がなされたことがわかる。当該の墓誌は乾隆年間のもの。

<sup>22</sup> 唐彩蘭・劉鳳翥・康立君(2002)「契丹小字《韓敵烈墓誌銘》考釋」『民族語文』2002:6、29-37 頁。



吉池：『契丹小字研究』(1985)<sup>23</sup>は、蕭仲恭墓誌の第 21 行にある𐰞𐰺𐰽-𐰞𐰽-𐰺𐰽-𐰺𐰽を「蘭陵郡王」の音訳とし、𐰞𐰺𐰽 (蘭) の𐰽を an とします。次いで、許王墓誌正面第 9 行の𐰞𐰺𐰽-𐰞𐰽-𐰺𐰽を「蘭陵郡」の音訳とし𐰞𐰺𐰽 (蘭) の𐰽を an とします。𐰽を、𐰽の行書体か或は同音字とします<sup>24</sup>。『契丹小字研究』(1985)の拓本影印によると、𐰽の方はやや不鮮明ですが、𐰽と𐰽の違いは確認できます。

中村：『契丹小字研究』(1985)以降の研究書の状況はいかがでしょう。

吉池：清格爾泰(2002)<sup>25</sup>も𐰽 an、𐰽 an とし、一字の異なる書法とします。𐰽 an を用いる例はやはり許王墓誌の蘭陵郡の「蘭」を挙げます。劉鳳翥(2014)<sup>26</sup>は、𐰽 an を𐰽 an の行書体とし、𐰽 an を用いる例はやはり許王墓誌の蘭陵郡の「蘭」を挙げます。烏拉熙春氏も、愛新覺羅 烏拉熙春(2004)<sup>27</sup>の段階では「𐰽𐰽\*an」とするので𐰽と𐰽を異体字の関係と見ています。

中村：二年後の烏拉熙春(2006)では考えが異なります。「契丹小字「𐰽」は音節 bi を表示するのに用い、漢語の入声韻尾-p をも表示しうる。」(40 頁) とし、推定音𐰽 bi を提示するに至ったわけですね。

吉池：研究者によっては、拓本で𐰽とあっても、𐰽を𐰽の異体字もしくは行書体と見做して、論文や模写では𐰽と記します。劉浦江・康鵬(2014)は、諸文献の活字や模写に拠ったため、𐰽に𐰽が混じったり、逆に𐰽に𐰽が混じったりすることになったわけです。

中村：𐰽と𐰽が異体字の関係にあるならば大きな問題はないのですが、異なる文字であるとする、このような混同は解読にとって支障となりますね。劉浦江・康鵬(2014)の𐰽𐰽の見出しの下で、𐰽𐰽となっている 1 例はどのようなものでしょう。

吉池：次のとおりです。

蕭特每・闊哥駙馬第二夫人韓氏墓誌

<sup>23</sup> 清格爾泰、劉鳳翥等著(1985)『契丹小字研究』北京：中国社会科学出版社。

<sup>24</sup> 「《蕭仲恭墓誌》第二十一行「𐰞𐰺𐰽-𐰞𐰽-𐰺𐰽-𐰺𐰽」應爲「蘭陵郡王」之音譯，而「蘭陵郡」在《許王墓誌》第九行寫作「𐰞𐰺𐰽-𐰞𐰽-𐰺𐰽」，故知「𐰽」是「𐰽」的行書體或兩者讀音相同。」71 頁。

<sup>25</sup> 清格爾泰(2002)『契丹小字釋讀問題』東京外国語大学 A.A.研。

<sup>26</sup> 劉鳳翥(2014)第一冊の「部分契丹小字的原字音值之構擬」482-509 頁による。

<sup>27</sup> 愛新覺羅 烏拉熙春(2004)『契丹語言文字研究』京都：東亞歴史文化研究会の 16 頁参照。

第9行：令化芬-杰伏-九夔-又夔

第四個 王寧 高 十

【(墓主阿魯兀哩夫人の、四人の男兄弟の) 第四子は王寧・高十】

劉鳳翥・青格勒(2006)<sup>28</sup>によると、第9行の王寧・高十は、墓主である闊哥駙馬第二夫人韓氏(阿魯兀哩夫人)の兄弟で、四人の男兄弟の四番目であり、『遼史』卷74の「韓德凝傳」に「子郭三，終天德軍節度使。孫高家奴，終南院宣徽使；高十，終遼興軍節度使。」<sup>29</sup>とあるところの「高十」に相当するという。德凝の子郭三は、墓主である阿魯兀哩夫人の父で、高家奴と高十は墓主の兄弟である。いずれの人物も当該の墓誌に登場する。

中村：九夔-又夔を「高十」とする読みに問題はなさそうです。これで、劉浦江・康鵬(2014)の又夔の見出しの下に収集された語の状況はわかりました。つぎに、又夔の見出しの下の状況を知りたいのですがどのようなでしょう。

#### 劉浦江・康鵬(2014)の又夔について

吉池：劉浦江・康鵬(2014)に又夔は10例あります。そのうち、又夔を「新」とするもの2例、「十」とするもの3例。実際の字形は又夔であり「善」とするもの1例。4例は字形の確認が困難です。

中村：又夔の見出しの下には、拓本影印によると又夔と又夔が混じっている。又夔には「新」と「十」があり、又夔には「善」があるということですね。又夔を「十」とする例にどのようなものでしょう。

吉池：つぎのとおりです。3例はすべて蕭特每・闊哥駙馬第二夫人韓氏墓誌銘です。

#### 蕭特每・闊哥駙馬第二夫人韓氏墓誌銘

第6行：尙夔夔-令杰伏和-丰谷-符列出-丕-又冬余-引兵-九夔-又夔

阿魯兀哩 夫人之 男 孩子 二個 大者 章 高 十

【(墓主) 阿魯兀哩夫人の男子は二人。第一子は章高十】

第6行の章高十は、墓主阿魯兀哩夫人の長男。『遼史』や漢文墓誌で漢字表記を確認できない。先に検討した第9行の九夔-又夔が高十なので、第6行の九夔-又夔も高十としてよいの

<sup>28</sup> 劉鳳翥・青格勒(2006)「契丹小字《蕭特每・闊哥駙馬第二夫人韓氏墓誌銘》考釋」『十至十三世紀中國文化的碰撞與融合』(張希清他主編)上海人民出版社。劉鳳翥(2014)所収、124-128頁。

<sup>29</sup> 『遼史』(中華書局点校本、2016年)の1235頁による。

であろう。

中村：烏拉熙春(2006)以前には、𠬞と𠬞を漢字音の「蘭 lan 善 ʃien 新 sien」と「十 ʃi 又は ʃip」の二種の韻母の双方に対応させています。しかし an と ien と iæn は、譲って同じ文字で表記しても良いとして、その文字で i 又は ip も表記することは考えられません。𠬞と𠬞は異なる文字であり音も異なっていたと見るべきです。𠬞が an、𠬞が i 又は ib のような異なる音であるが、𠬞の行書体が𠬞に類似するため、石刻資料によっては両者を混同して表記することもあるということでしょう。問題は𠬞が i であるか、それとも ib であるかということです。契丹大字の「業-p」「十-p」を認めてよいとしたならば、大字の“情況”からみて、契丹小字の𠬞𠬞(十)の「十」も-ipであった可能性はあります。“直接”の根拠が欲しいところです。

### 𠬞の音

吉池：𠬞を持つ語を劉浦江・康鵬(2014)で調べると幾つかあるのですが、そのなかで𠬞𠬞が参考になりそうです。

中村：𠬞は喉の摩擦音 x とされるので、𠬞が仮に ib のような音であったとしたら、𠬞𠬞は xib となります。これは漢字音でしょうか。

吉池：漢字音ではありません。契丹語です。蕭令公墓誌の𠬞𠬞を、即實(1996)<sup>30</sup>は“反身兼領之義的助詞”とします。なお即實(1996)は、𠬞𠬞を𠬞𠬞で表記しますが、拓本によると明らかに𠬞𠬞なので、次の例文では𠬞𠬞とします。

蕭令公墓誌<sup>31</sup>

第 14 行：一 - 小 - 𠬞化 - 穴𠬞 - 𠬞𠬞

北 南 院 官複数 反身兼領之義的助詞

【北面と南面の諸官吏自身の～】

吉池：即實(1996)は、𠬞を複数語尾とし、𠬞𠬞を“反身兼領之義的助詞”(複数属格で“諸～自身の”)というような意味か)とします。後者の根拠は不明です。

中村：文脈から𠬞𠬞を“反身兼領之義的助詞”とし得るわけでもなさそうです。その外にはどのようなものがありますか。

<sup>30</sup> 即實(1996)『謎林問徑—契丹小字解讀新程』瀋陽：遼寧民族出版社。96頁参照。

<sup>31</sup> 即實(1996)は福留墓誌とする。劉鳳翥(2014)は蕭高寧・富留太師墓誌とする。

吉池：耶律（韓）迪烈墓誌の𠬞𠬞について、唐彩蘭・劉鳳翥・康立君(2002)<sup>32</sup>と劉鳳翥(2014)、烏拉熙春(2004)<sup>33</sup>、即實(2012)<sup>34</sup>、が言及します。なお、即實(2012)は𠬞𠬞を𠬞𠬞で表記しますが拓本によると明らかに𠬞𠬞です。

耶律（韓）迪烈墓誌<sup>35</sup>

第4行：𠬞𠬞伏-𠬞𠬞-𠬞𠬞出-𠬞-𠬞𠬞-𠬞-𠬞𠬞

夫人 二人之 子 八個 皆 使 相

【～と～夫人の子は八人、みな使相である。】

傍訳は劉鳳翥(2014)による。唐彩蘭・劉鳳翥・康立君(2002)は「殿寧秦王和牠的𠬞𠬞夫人兩個人子的子共八個，皆爲使相」（30頁）とし、𠬞𠬞を「皆」とする。烏拉熙春(2004)は「二人有八子，均使相」（139頁）とし、𠬞𠬞を「均（みな）」と読み、𠬞𠬞の𠬞を複数語尾とする。即實(2012)は「田訥秦王甌昆氏割輦夫人二位之子八人，中多使相。」（141頁）とし、「𠬞𠬞之義不詳，或是多，或是均。這是說匡嗣有八子而均居顯職。」（141-142頁）とする。

中村：𠬞𠬞を「みな、すべて」と読むわけですね。文脈によって意味を付したのでしょう。「みな、すべて」というと、『元朝秘史に』の中期モンゴル語に「不古迭 bügüde（都，都行）すべて、みな」や「古𠬞臣 gübčün（全）完全な，全くの」<sup>36</sup>があります。満洲語文語に「gubchi [形] 全，全部」<sup>37</sup>があります。古𠬞臣 gübčün や gubchi は第一音節の子音が喉音 g+ 両唇音 b である点、𠬞𠬞 xib と子音の構造が類似します。

吉池：Gabain(1950)<sup>38</sup>が掲載する古代トルコ語に“qup sämtliche”「すべての」とあり音形 qup がみえます。また、山田信夫(1993)<sup>39</sup>が掲載する古代ウイグル語に「qop 全て alles」とあり音形 qop がみえます。現代語は次のとおりです。ツングース系の言語では、オロチョン語（鄂倫春語）<sup>40</sup>に gub、意味は“都”「みな」、シボ語（錫伯語）<sup>41</sup>に guvǰi、意味は“全部”

<sup>32</sup> 唐彩蘭・劉鳳翥・康立君(2002)「契丹小字《韓敵烈墓誌銘》考釋」『民族語文』2002:6、29-37頁。

<sup>33</sup> 愛新覺羅 烏拉熙春(2004)『契丹語言文字研究』京都：東亞歴史文化研究會の16頁参照。

<sup>34</sup> 即實(2012)『謎田耕耘：契丹小字解讀續』瀋陽：遼寧民族出版社。

<sup>35</sup> 唐彩蘭・劉鳳翥・康立君(2002)と烏拉熙春(2004)は韓敵烈墓誌、即實(2012)は空訥墓誌とする。劉鳳翥(2014)は耶律（韓）迪烈墓誌とする。

<sup>36</sup> 小澤重男(1993)「元朝秘史蒙古語辭典」『元朝秘史蒙古語文法講義』風間書房。

<sup>37</sup> 胡增益(1994)『新滿漢大詞典』烏魯木齊：新疆人民出版社。

<sup>38</sup> Gabain, A. V. (1950) *Altürkische Grammatik*. Otto Harrassowitz: Leipzig.

<sup>39</sup> 山田信夫(1993)「語彙集」『ウイグル文契約文書集成』大阪大学出版会。

<sup>40</sup> 胡增益(1986)『鄂倫春語簡誌』北京：民族出版社。134頁参照。

<sup>41</sup> 李樹蘭・仲謙(1986)『錫伯語簡誌』北京：民族出版社。102頁参照。



### 小字による立の表記

中村：つぎに烏拉熙春(2006)の立 **𠂇** lib を確認しましょう。

吉池：劉浦江・康鵬(2014)によると、**𠂇**は永寧郎君墓誌の1カ所にしか出てきません。烏拉熙春(2006)は**𠂇**の出所を示しませんが、この部分から採ったはずです。**𠂇**を含む部分を、劉鳳翥(2014)により模写と傍訳を示すとつぎのとおりです。

### 永寧郎君墓誌

第25行：今-今百-今𠂇伏-**𠂇**-今丙-今-𠂇力-𠂇𠂇-𠂇𠂇-𠂇𠂇-𠂇𠂇-𠂇𠂇-𠂇𠂇-𠂇𠂇

富 德 夫人 蘭 秀 駙 馬 尚 哥 公 主 二人之 女

【富德夫人、(即ち)蘭秀駙馬と尚哥王女の二人の娘】

吉池：下線を付した契丹人の漢人風の人名 **𠂇**-**今丙**をどの様に読むかという問題です。鄭曉光(2002)は最初に蘭秀と読み、劉鳳翥(2014)や即實(2012)<sup>44</sup>も蘭秀とします。これらの文献は、**𠂇**を **𠂇** の行書体もしくは異体字とし両者ともに **an** とする立場による読みです。なお、拓本に拠ると **𠂇** ではなく明らかに **𠂇** です。

中村：われわれは先に、**𠂇** と **𠂇** は異なる文字であり音も異なっていたとしました。**𠂇** は **an**、**𠂇** は **ib** のような音であったが、**𠂇** の行書体が **𠂇** に類似するため、石刻資料によっては両者を混同して表記することもあるということです。そうすると **𠂇** は、**lib** であるが、場合によっては **𠂇** との混同により **lan** でもあり得るということでしょう。

吉池：**l-p** の音を持つ字(深撰来母の入声字)は、『古今字音對照手冊』によると「立粒笠笠」です。**𠂇** はそのいずれかで、名前としては立秀もしくは笠秀でしょう。もっとも **𠂇** との混同であるとしたならば蘭秀でも名前として不都合はありません。

中村：いずれにしても推測に過ぎません。根拠がでるまではペンディングとしておきましょう。

### 小字による臘の表記

中村：つぎに烏拉熙春(2006)の臘 **𠂇** lab を確認しましょう。

吉池：劉浦江・康鵬(2014)によると、**𠂇**は蕭特每夫人韓氏墓誌の1カ所にしか出てきません。烏拉熙春(2006)は臘 **𠂇** の出所を示しませんが、この部分から採ったはずです。**𠂇**

<sup>44</sup> 116頁参照。なお即實(2012)は本墓誌名を永訥墓誌とする。

カ生を含む部分を、劉鳳翥(2014)により模写と傍訳を示すとつぎのとおりです。

蕭特每夫人韓氏墓誌<sup>45</sup>

第 34 行：・・・穴並本-及子列-カカ生-艾-丁-屯・・・

掩 閉 臘 月 廿 四

【・・・葬送の臘月（陰暦 12 月）二十四・・・】

穴並本-及子列については、許王墓誌の誌蓋に穴並本-及子列-丹-亨-又出卡-カカ出と漢文の「掩閉日甘露降」（掩閉の日、甘露降る）が併記されていることより「掩閉」の意味に相当することは、劉鳳翥・于寶林(1977)<sup>46</sup>によって指摘された<sup>47</sup>。及子列の列については、『契丹小字研究』（1985）は形動詞語尾 [y(a)] とする<sup>48</sup>。この部分は劉鳳翥・青格勒(2006)によって「掩閉臘月廿四」との釋文が付されている。

吉池：烏拉熙春(2006)は臘カカ生 lab としますが根拠は明示しません。ほぼ同じ時期に、吳英喆(2007)は臘に入声韻尾-p のあることを次のように論証します。

契丹小字《蕭特每・闊哥駙馬之第二夫人韓氏墓誌銘》第 34 行有：穴並本-及子列-カカ生-艾-丁-屯。劉鳳翥先生將這些字釋作“掩閉臘月廿四”。前二字常見於其他資料，釋作“掩閉”，應能成立。因此，第三字カカ生是第四字艾（月）的定語是很明顯的。劉鳳翥先生釋作“臘月”是有道理的。末二字表示“廿四”，學界早已釋出。組成契丹字カカ生の三個原字的讀音分別爲：カ讀 [l] 或 [la]，カ讀 [a]，生字讀 [pu]。對生の讀音需要做一些說明：王弘力先生將令生百岑讀爲 toboji “撻不也”，釋讀カ生欠爲 fjobog~fjübug “阻卜”，“術不姑”，《遼史》多見此名。カ生欠不爲“阻卜”之賓格。（27 頁）

中村：王弘力(1986)が明らかにした生 b が正しいとしたならば無理のない帰結です。

吉池：王弘力(1986)が、蕭仲恭墓誌第 2 行目の生(祖)-カ(父)-カ金当(特免)-令生百岑(撻不也)-丞(大)-杰(王)の<sup>49</sup>、令生百岑を toboji（蒙古語 toboi “超群、傑出”）と読んで以降、生は bo もし

<sup>45</sup> 劉鳳翥(2014)は蕭特每・闊哥駙馬第二夫人韓氏墓誌とする。

<sup>46</sup> 劉鳳翥・于寶林(1977)「契丹小字「許王墓誌」考釋」『文物資料叢刊』1977(12)。

<sup>47</sup> 王弘力(1986)は、『遼史』卷 98「蕭兀納傳」に「蕭兀納，一名撻不也，字特免，六院部人。……帝嘉其忠，封蘭陵郡王」『金史』卷 82「蕭仲恭傳」に「祖撻不也，仕遼爲樞密使守司徒，封蘭陵郡王。」とあり、とあることより、カ金当(特免)-令生百岑(撻不也)とする。穴並本-及子列の列を ga とし形動詞語尾の機能を想定する。

<sup>48</sup> 『契丹小字研究』（1985）の 140 頁参照。

<sup>49</sup> 『金史』卷 82「蕭仲恭傳」に「祖撻不也，仕遼爲樞密使守司徒，封蘭陵郡王。」とあり、『遼史』卷 98「蕭兀納傳」に「蕭兀納，一名撻不也，字特免，六院部人。……帝嘉其忠，封蘭陵郡王」とあることより、カ金当(特免)-令生百岑(撻不也)とする。

くは bu とされています。これより、**𐰺𐰽𐰸**を lab とし、**𐰺𐰽𐰸-𐰽**を臘月とし、臘に入声韻尾-p を認めることは理解できます。

### 小字による筆の表記

中村：最後に筆について確認しましょう。烏拉熙春(2006)には、「筆」は**𐰺𐰽𐰸**\*bil と表記されるという結論のみ記されており、語例の出所も論証もありません。

吉池：劉浦江・康鵬(2014)によると、**𐰺𐰽𐰸**は耶律迪烈墓誌に1カ所にしか出てきませんので、烏拉熙春(2006)の語例はこの部分から採ったはずです。**𐰺𐰽𐰸**を含む部分を、劉鳳翥(2014)により模写と傍訳を示すとつぎのとおりです。

### 耶律迪烈墓誌

第15行：**-𐰽-𐰺𐰽𐰸𐰽𐰸-𐰽𐰽𐰸-𐰽𐰽𐰸-𐰽𐰽𐰸-𐰽𐰽𐰸-𐰽𐰽𐰸-𐰽𐰽𐰸-𐰽𐰽𐰸-𐰽𐰽𐰸-**

印 牌司之 郎君 起居注 事 事

「印牌司之郎君」（漢語の「牌印司郎君」に相当）及び「事」との読みは盧迎紅・周峰(2000)<sup>50</sup>にあるが「起居注」はない。「起居注」とする読みは、劉鳳翥(2014)<sup>51</sup>に見える。それによると、『遼史』卷96「耶律敵烈傳」<sup>52</sup>の「好學，工文詞。重熙末，補牌印郎君，兼知起居注。」（1402頁）との記載に拠るようである<sup>53</sup>。『遼史』卷96「耶律敵烈傳」によると、墓主耶律迪烈（敵烈）は「牌印郎君」と「知起居注」という役職を兼ねていたことがわかる。墓誌の第15行は役職を書いた部分。**𐰽-𐰺𐰽𐰸𐰽𐰸-𐰽𐰽𐰸**が印牌司之郎君であるとして、その後が知起居注という役職にあたる。起居注は皇帝の言行などの記録で<sup>54</sup>、知起居注はそれを掌る官名<sup>55</sup>。

<sup>50</sup> 盧迎紅・周峰(2000)「契丹小字《耶律迪烈墓誌銘》考釋」『民族語文』2000(1)、43-52頁。

<sup>51</sup> 劉鳳翥(2014)「契丹小字《耶律迪烈墓誌銘》再考釋」『契丹文字研究類編 第一冊～第四冊』北京：中華書局、143-152頁。「同行的**𐰽𐰽𐰸-𐰽𐰽𐰸-𐰽𐰽𐰸**於義爲「起居注事」。同行的**𐰽𐰽𐰸-𐰽𐰽𐰸-𐰽𐰽𐰸**於義爲「中丞司之」。這些都是《迪誌》主人任職的機構或擔任的職務。《遼史》卷九十六《耶律敵烈傳》稱耶律敵烈「好學，工文詞。重熙末，補牌印郎君，兼知起居注」。與《迪誌》記載基本一致。」149頁。

<sup>52</sup> 当該墓誌の誌蓋に漢文で「南贍部州大遼國故迪烈王墓誌文」とある。『遼史』卷96「耶律敵烈傳」には「敵烈」とある。墓誌と『遼史』の内容が一致するので、迪烈と敵烈は同名の意識である。劉鳳翥(2014)の146頁参照。

<sup>53</sup> 卽實(1996)の76頁は**𐰽𐰽𐰸**の音を[kik'əu]とし意味を『右』とする。劉鳳翥(2014)は[kik'əu]を起居の音訳とみて起居注を当てたのかもしれない。もっとも**𐰽𐰽𐰸**の音を[kik'əu]とする議論について対談者は腑に落ちない。

<sup>54</sup> 『遼史』卷23「道宗三」には「十一月甲戌，上欲觀起居注，修注郎不{𐰽𐰽𐰸}及忽突董等不進，各杖二百，罷之，流林牙蕭岩壽於烏隗部。」(278頁)とある。

<sup>55</sup> 『遼史』卷47「百官志三」「門下省」に「知起居注。耶律敵烈，重熙末知起居注。」





中村：筆は生活に密着した道具ですから、かなり古い時代に契丹語に入り込んだ可能性はありますね。その場合、これは漢字音と呼ぶのは厳密には不適切かも知れません。個別の借用語になります。

吉池：資料が少ない今の時点では、その点は未決とせざるを得ません。

中村：以上で烏拉熙春(2006)の検討をおおむね終えました。烏拉熙春(2006)は、契丹大字と契丹小字によって表記された漢語入声韻尾の結果のみを記します。すくなくとも、同論文に論証は無いので検証は困難です。しかし、“結果”について、われわれの検討による限り、決定的な否定材料はないようです。われわれの検討も綱渡り的な議論を含む部分はありませんが、少なくとも「十」に関しては契丹小字の検討によって入声韻尾-p を認めることができそうです。

吉池：提出されたのは結果のみです。しかし公表された年代は比較的早く、その洞察の力には驚きます。-k や-t に比べて「入声韻尾-p が当時依然比較的安定した状態にあったことを示している。」(40 頁) とする烏拉熙春(2006)の指摘は認めてよいでしょう。

中村：『皇極經世聲音唱和圖』（作製年代は 1011-1077 年）の漢人の洛陽音の状況は、入声韻尾-k と-t は消失しており、-p のみ認められるというものでした。契丹大字と契丹小字による遼代の漢語入声韻尾の状況は『皇極經世聲音唱和圖』と同様であり、『中原音韻』とは異なります。音韻史の中でこれをどのように位置づけるか、次回に呉英喆(2007)、呉英喆(2011)<sup>57</sup>を検討してから考えましょう。

---

<sup>57</sup> 呉英喆(2007)「契丹文中之漢語入声韻尾的痕跡」『漢字文化』2007(3)、26-29,64 頁。呉英喆(2011)「再論契丹文中之漢語入声韻尾的痕跡」『北方文化研究』2(1)、85-90 頁。